

●●● 第5章 良好な環境を支える共通施策の推進 ●●●

第1節 環境影響評価等の推進

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

1 環境影響評価

国においては、環境影響評価を実施する前に、その方法について住民、知事等の意見を聴いて決める手続きの導入や対象事業を定めた環境影響評価法を平成9年6月に公布し、平成11年6月から全面的に施行しました。

本県においては、環境影響評価法との整合を図るとともに、本県の特性を勘案した鹿児島県環境影響評価条例を平成12年3月に制定し、平成12年10月から全面施行しました。

(表5-1)

2 土地開発行為に係る事前協議

県では、県土の無秩序な開発を防止し適正な土地利用を図ることを目的として「鹿児島県土地利用対策要綱」を、また、大規模な土地取引に対しては、関係法令の規制等について事前に指導するため「大規模取引事前指導要綱」を制定しています。

両要綱に定められた土地開発行為については、都市計画法、農地法、森林法等の個別規制法令に基づく許認可申請や届出の前に、事業計画の内容等について、「県環境基本条例」、「県環境基本計画」及びその他環境関係法令に基づき環境保全の観点から検討を行い、適切な指導を行っています。

また、国土利用計画法に基づき、土地の売買に際して、必要に応じ、環境保全面からの配慮事項について意見を述べています。

平成19年度の事前協議等の件数は、下記のとおりです。

- ・国土利用計画法に基づく土地売買届 …………… 55件
- ・土地利用協議 …………… 2件

平成19年度の案件は、以下のとおりです。

(環境影響評価法)

- ・都市計画道路串間志布志線準備書作成作業中
- ・川内原子力発電所3号機増設計画に係る準備書作成作業中

表5-1 環境影響評価の対象事業及び規模

種 類	上：法第1種事業規模 下：法第2種事業規模	条例一般地域 規 模	条例特定地域 規 模
高速自動車国道 道路	すべて (一般国道)4車線以上	4車線以上	4車線以上
一般国道、県道 市町村道、農道	10km以上 7.5km以上10km未満	6km以上	4km以上
林道	(大規模林道) 幅員6.5m, 20km以上 幅員6.5m, 15km以上20km未満	幅員6.5m以上 10km以上	幅員6.5m以上 7km以上
ダム、堰、湖沼水位調 節施設、放水路	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道及び新設軌道	10km以上 7.5km以上10km未満	5km以上	3km以上
飛行場	2,500m以上 (延長500m以上) 1,875m以上2,500m未満 (延長375m以上)	1,250m以上 (延長250m以上)	900m以上 (延長180m以上)
水力発電所	3万kw以上 2.25万kw以上3万kw未満	1.5万kw以上	1.1万kw以上
火力発電所	15万kw以上 11.25万kw以上15万kw未満	7万kw以上	5.5万kw以上
地熱発電所	1万kw以上 0.75万kw以上1万kw未満	0.5万kw以上	0.35万kw以上
原子力発電所	すべて		
廃棄物最終処分場	30ha以上 25ha以上30ha未満	10ha以上	8ha以上
公有水面の埋立及び 干拓	50ha超 40ha以上50ha以下	20ha以上	16ha以上
土地区画整理事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
新住宅市街地開発事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
流通業務団地造成事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
住宅用地の造成	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
工業団地の造成		40ha以上	30ha以上
農用地の造成又は改良		造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上
ゴルフ場の建設		すべて	すべて
養豚場の建設		豚房 7,500㎡以上	豚房 5,500㎡以上
工場等の建設		総排出ガス量 20万㎡/時以上 又は総排水量 5,000㎡/日以上	総排出ガス量 15万㎡/時以上 又は総排水量 3,750㎡/日以上
その他土地改変		40ha以上	30ha以上
港湾計画	埋立・掘込面積300ha以上 2種事業設定なし	120ha以上	90ha以上

鹿児島県環境影響評価条例の特定地域

①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による特別保護地域

鶴岡岳・新燃岳周辺、佐多岬周辺、長久島及び浦戸周辺、宇板村湯崎周辺等

②自然公園法による特別地域(国立公園、国定公園)

鶴岡岳・新燃岳・霧島温泉周辺、桜島の北半、長久島の中心部及び西部林道周辺、池田嶽・相聞岳周辺等

③自然公園法による海中公園地域(国立公園、国定公園)

桜島沖小島周辺、佐多岬枕棚島周辺、大島海峡内等

④自然環境保全法による特別地区

稲垣寺

⑤自然環境保全法による海浜特別地区

(現在、県内では、海浜特別地区の指定はない)

⑥種の保存法による生息地等保護区のうち管理地区

鶴岡干池

⑦県自然環境保全条例による特別地区

木場原

⑧県自然公園条例による特別地域

鶴岡干池、佐古池周辺、吹上浜、坊津町海岸、与賀山等

第2節 環境学習の推進

1 県環境学習推進基本方針の策定

効率性や利便性の追求の結果としての温室効果ガスや廃棄物の増加、さらには身近な生きものの減少といった環境問題に適切に対応していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活スタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現、人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現を目指し、県民・事業者・行政がそれぞれの立場と役割において、自主的・積極的な取組を進めるとともに県民一人ひとりが家庭で、学校で、地域で、職場で自ら進んで環境問題に取り組むことが必要になってきています。このようなことから、環境問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育成するための環境学習が重要になってきています。

これまでは平成2年6月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき推進してきましたが、環境学習を巡る情勢が大きく変化してきていることから、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年7月制定）に基づき定められた「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年9月に閣議決定）を勘案して、本県の自然的社会的条件に応じた新たな「鹿児島県環境学習推進基本方針」を平成17年3月に策定しました。

県においては、今後、環境保全の意欲の増進や環境学習の推進については、この基本方針に沿って総合的かつ体系的に取り組むこととしています。

また、県教育委員会では、環境教育に関する研究校を指定し、実践的な取組を進めるとともに、県総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催や、文部科学省主催の「環境学習フェア」、「環境教育担当教員講習会」、「環境リーダー研修会」への教師派遣等、指導者の育成に努めています。各学校においても「総合的な学習の時間」等を活用して、すべての小・中学校で、地域の特色を生かした体験的な環境学習に取り組んだり、各教科等との関連を図った学習を推進するなど、全教育活動の中で環境教育を行っています。

2 環境学習ネットワークの構築

かごしま県民交流センターの「生命と環境の学習館」と他の環境関連施設とのネットワーク化を進め、同施設に県内の環境の状況や環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーの活用を推進しました。

また、子どもから大人まで、鹿児島島の身近な環境から地球環境の問題まで幅広く調べることができる環境学習ポータルサイト「かごしまeこーネット」をリニューアルしました。

3 こどもエコクラブの支援

こどもエコクラブの会員を対象として、自然観察会やこどもエコクラブ間の意見交換会等を実施し、地域における自主的な環境学習や環境保全に向けた取組を支援しました。

(1) こどもエコクラブの概要

こどもエコクラブは、次代を担う子供たちが、地域において自主的に環境学習や実践活動を行うことを目的に、幼児から高校生で結成されたクラブです。

県では、かごしま県民交流センター6階「生命と環境の学習館」内に事務局を置き、子供たちが地域の中で仲間と一緒に地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開でき

るよう支援しています。（表５－２）

・クラブの活動内容

リサイクル活動、清掃活動、自然観察、水質調査、環境学習会など

表５－２ 登録状況

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
市 町 村 数	10	10	12	23	16	17	22	28	23	17	26	16
エコクラブ数	18	17	80	153	128	177	111	108	86	76	116	80
会 員 数	262	227	732	1,530	1,236	1,544	1,584	1,772	1,091	1,421	2,612	2,121

(2) 主な支援事業

① こどもエコクラブ交流会

実施日 平成19年8月18日(土)～19日(日)

場 所 国立大隅青少年自然の家

参加者 9クラブ(40人)

内 容 各こどもエコクラブの紹介、活動発表、シーカヤック体験、クリーンアップ調査の体験活動、ネイチャーゲーム、クラフト等

② こどもエコクラブサポーター研修会

実施日 平成19年8月18日(土)

場 所 国立大隅青少年自然の家

参加者 10人(6クラブ)

内 容 海の安全管理

③ こどもエコクラブ活動事例集の作成配布

1年間の活動を紹介した報告書を5,000部作成し、市町村、関係団体などに配布

4 環境学習アドバイザーの派遣

市町村や企業、各種団体が実施する「環境学習講座」や「自然観察会」などに、環境学習アドバイザーを講師として派遣し、県民の環境保全意識の啓発と実践活動の促進を図りました。

(1) 環境学習アドバイザーの概要

環境保全、自然環境、生活環境などの分野に学識及び経験を有する県内の23名をアドバイザーとして委嘱しています。アドバイザーは、地域における概ね20名以上(観察会等は10名以上)の学習会、自然観察会等で講演や実施指導を行っています。

(表５－３、表５－４)

表５－３ 環境学習アドバイザー派遣状況の推移

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
派遣回数	8	26	28	34	60	48	50	54	48	55	53	50
参加者数	1,662	3,014	3,633	4,243	6,983	4,882	4,764	5,484	4,066	5,197	3,745	5,191

表５－４ 平成19年度の主催者別内訳

主 催 者	市町村	市町村教育委員会	学校	企業	民間団体	事業者団体	合計
派遣回数	5	3	19	2	21	0	50

5 屋久島における環境学習

屋久島環境文化財団では、世界自然遺産に登録された屋久島の自然をフィールドに、自然

の大切さや自然と人とのかかわり（「環境文化」という。）を学ぶ環境学習事業を屋久島環境文化研修センターを拠点に展開しています。これまでの受講者数は、表5-5のとおりです。

また、環境学習の充実や屋久島の特色を活かした学習プログラムの開発を図るため、関係機関による環境学習ネットワーク会議のほか、屋久島の自然環境・歴史・民俗について学習する屋久島研究講座等を開催しました。（表5-5）

(1) 環境学習自主事業

① 屋久島自然体験セミナー

県内はもとより、全国の小・中学生、高校生、大学生、一般の方々を対象に、月1回程度、概ね2泊3日の日程で、屋久島の海、山、川などをフィールドに、野外活動を中心とする自然体験型の環境学習です。

毎回、テーマや研修内容、対象者を決め、全国に募集を行っています。

また、このほか主に島内の方々を対象に1泊2日程度のセミナーも実施しています。

② ふるさとセミナー

島内の方々を対象に、屋久島の身近な自然を素材にしてふるさとの新たな一面を発見したり自然のすばらしさを学ぶための体験型研修を実施しています。

③ 星空観察会、自然に親しむ集い

星空や宇宙への関心を高めるため、島内各地で季節ごとの星空観察を行う星空観察会や、自然に親しむ集いを実施しています。

(2) 環境学習受入事業

小・中学校、高校、大学の教育活動の一環として、あるいは環境関係団体やエコツアー各種団体からの要請に応じて実施しています。（表5-5）

- ・短時間研修（少人数～80人、1～2時間）
- ・1日研修（10人～、宿泊を伴わない）
- ・宿泊研修（10人～40人、1泊2日）

表5-5 環境学習受講者数

（単位：人）

区分	年度	H15	H16	H17	H18	H19
自主事業	屋久島自然体験セミナー	170	141	143	112	132
	屋久島ふるさとセミナー	116	47	84	78	67
	1日研修	503	330	190	213	61
	特別企画研修	60	45	7	0	0
受入事業	短時間研修	171	474	361	188	255
	1日研修	255	122	87	149	136
	宿泊研修	1,634	1,561	1,420	1,206	569

6 生命と環境の学習館における環境学習

生命と環境の学習館は、旧県庁跡地に平成15年4月22日にオープンした「かごしま県民交流センター」の6階に生命の神秘や尊さ、地球環境の大切さを学ぶ場として整備された体験型の施設です。

また、本県における環境学習の拠点施設として、環境情報の提供、環境学習の場や機会の提供、環境保全活動リーダー等の人材育成、こどもエコクラブ鹿児島県事務局などさまざまな

な機能を有しています。

展示ゾーンは、「生命と人と環境を考えるゾーン」、「テーマゾーン」、「明日を考えるゾーン」から構成され、各ゾーンは、気づき→理解→行動の3つのステップを通して、具体的な行動を実践できる人材を育成することを目指しています。

平成19年度の入館者は51,595人、各種ワークショップや研修会等への参加者は延べ3,050名となっています。（表5-6）

表5-6 ワークショップ・研修会等の実施状況

プログラム名	対象者	実施日等	参加者数 (延人数)
サマースクール	小中学生	1回（4日間）	33
ウィンタースクール	小中学生	1回（2日間）	17
指導者養成講座 海外の教育手法に学ぶ座談会～スウェーデン式VS 米国式	18歳以上	1回（1日間）	23
指導者養成講座 「ムッレ教室リーダー養成講座」	18歳以上	1回（2日間）	8
指導者養成講座 「クニニュータナ教室リーダー養成講座」	18歳以上	1回（1日間）	9
指導者養成講座 「ネイチャーゲーム指導者養成講座」	18歳以上	1回（3日間）	17
学生サポーター養成講座	大学生	1回（8日間）	30
「ペレットさんの大変身」	一般・家族	5回（3日間）	169
「夏休みでは遅すぎる！かぶとむしのすべて」	一般・家族	3回（1日間）	74
「ミツバチからのおくりもの」	一般・家族	6回（3日間）	145
「夏をクールに！こけ玉づくり」	一般・家族	2回（1日間）	75
「風力発電ツアーの風力風見鶏づくり」	一般・家族	2回（2日間）	68
「カントリー風指人形」	一般・家族	5回（2日間）	218
「人気調査実験」	高学年～ 中学生	3回（2日間）	198
「石けん はっけん 大発見」	一般・家族	3回（1日間）	149
「シュルアートでフォトフレームづくり」	一般・家族	9回（4日間）	428
「フシギな種を研究する科学」	低学年	2回（2日間）	33
「不思議探検・発見！桜島エコツアー」	一般・家族	1回（1日間）	75
「環境紙芝居」「読み聞かせ」ほか	乳幼児	122回 （122日間）	平均10名 /1回
学生ワークショップサポーター研修」	大学生	1回（8日間）	30
「学校教員向け講座」	教員	2回（2日間）	31
計		延べ175日間	3,050名

第3節 環境保全に関する普及啓発

1 環境の日及び環境月間

6月5日の「環境の日」は、事業者及び国民の間に環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、平成5年11月に公布、施行された「環境基本法」に基づき設けられました。そもそも、この「環境の日」は、1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」が6月5日から始まったことを記念して我が国の提唱により設けられた「世界環境デー」を踏まえたものです。

以来、我が国では、6月5日から11日までの1週間を「環境週間」として、また、平成3

年からは、6月を「環境月間」として環境保全の普及啓発に努めています。

本県においても、関係機関団体の協力のもとに、環境問題に対する関心を高め、できることから行動に移す機会にするため、各種の関連行事を表5-7のとおり実施しました。

表5-7 環境月間関連行事

行 事 名	内 容	主 催	場 所	期 日
地球環境を守る かごしま県民運動推進大会	講演、環境保全活動 団体の表彰等	地球環境を守るか ごしま県民運動推 進会議	鹿児島市	平成19年6月 5日
環境教育授業	燃料電池の実験及び 大気測定車見学等	鹿児島県 (財)鹿児島県環境技 術協会	いちき串木野市 日置市 錦江町 薩摩川内市	平成19年6月 1日 6月 5日 6月 6日 6月12～13日
霧島連山自然保護 合同パトロール	霧島屋久国立公園の 霧島地区で高山植物 盗採防止のための巡 視と空き缶清掃	鹿児島県霧島連山 自然保護協議会	霧島屋久国立公園 霧島地区内（高千 穂河原自然公園美 化管理財団前）	平成19年6月 1日
ウミガメ保護 パトロール	ウミガメ保護パトロー ル	鹿児島県内の市町 村	県内のウミガメの 上陸する海岸	平成19年 5月～8月
錦江湾クリーンアッ プ作戦・夏の部	錦江湾岸の海岸清掃活 動	錦江湾みらい総合 戦略推進協議会	鹿児島市 加治木町	平成19年6月 1日 6月10日
小規模事業場等排水 対策指導	山原川流域小規模事業 場への立入指導	鹿児島県	志布志市・大崎町 （山原川流域）	平成19年6月28日

2 森林環境税の導入

森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることを目的に、平成17年度から森林環境税を導入しました。

当該税を財源とした普及啓発を行っています。

3 森林のつどい

みどりは人間にとって、国土の保全、水資源のかん養、学習・レクリエーション活動の場
等人々の安全で快適な生活環境を確保するうえで、重要な役割を果たしています。

県では、県民の森林やみどりに対する理解を深めてもらうための事業を実施しています。

（表5-8）

表5-8 平成19年度 「森林のつどい」 イベント

イベント名	時 期	場 所	内 容
みどりの感謝祭	平成19年4月29日	県民の森	緑の少年団活動発表、森の散策、緑の教室、 苗木配布
森の秋まつり	平成19年10月21日	県民の森	森の散策、緑の教室、苗木配布

4 全国星空継続観察（スターウォッチングネットワーク）

全国星空継続観察は、環境省が各自治体や天文クラブ等の協力を得て、昭和63年から実施
しているものであり、星空の観察という身近な方法により、大気環境の状況を調査すると
ともに、大気環境保全の重要性について考えていただくことを目的としています。

平成19年度は全国で夏期422団体、冬期322団体が参加しており、本県においても夏期4団
体、冬期6団体が参加しています。（表5-9）

表5-9 スターウォッチング結果

①平成19年度夏期分 (H19. 8. 5～8. 18)

団体名（市町村名）	市町村	観察場所	等級平均値
皇徳寺中学校サイエンスクラブ	鹿児島市	皇徳寺中学校	8.7
加世田サイエンスクラブ	南さつま市	鉄山公民館	11.7
小さな宮田美術館流星会	南さつま市	小さな宮田美術館	9.7
（個人）	肝付町	住宅地	7.6
全国観察地点の平均			8.2

②平成19年度冬期分 (H20. 1. 27～2. 9)

団体名（市町村名）	市町村	観察場所	等級平均値
皇徳寺中学校サイエンスクラブ	鹿児島市	皇徳寺中学校	-
出水市博物館クレインパークいずみ	出水市	クレインパークいずみ公園	-
出水市青年の家	出水市	青年の家キャンプ広場	7.4
串木野小学校	いちき串木野市	住宅地	8.3
加世田サイエンスクラブ	南さつま市	鉄山公民館	-
TOKARA中之島天文台	十島村	十島村歴史民俗資料館	-
全国観察地点の平均			8.0

※ 等級平均値は、天体を地上で観測した時の見かけの明るさを示した数字。数字が大きいほど暗い星まで見える。

第4節 調査研究・監視測定等の充実

1 環境保健センター

環境保健センターは、環境の保全や保健衛生に係る行政を技術面から支援する試験研究機関として、平成12年4月1日に従来の環境センターと衛生研究所を統合して設置され、大気や水質などに関する監視機能のほか、調査・研究機能、環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能を備えています。（資料編11-(1), (2)）

(1) 監視機能

環境大気や公共用水域などの環境監視や工場・事業場の排出基準監視を行い、その結果を解析・評価しています。また、県下の環境大気については、テレメータによる常時監視を行い、刻々のデータをインターネットで公表しています。

(2) 調査・研究機能

環境汚染の実態や汚染機構の解明、汚染の防止、環境影響・環境保全対策に係る調査など地域特性に応じた調査研究を行っています。

(3) 環境・保健衛生情報の収集・管理・解析機能

大気、水質、土壌などに関する環境情報並びに産業活動や人口の分布など社会状況に関する情報を収集し、総合的な解析・評価を行い、環境行政の各種施策を支援しています。

第5節 環境情報の整備・提供

平成19年度版県環境白書について、関係機関の他、県内図書館、大学等へ配布するとともに、県のホームページにも掲載し、本県の環境に関する情報提供を行いました。

また、環境保健センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集・処理し、保管するとともに、各種の統計解析や予測評価を行いながら、環境監視、環境管理、調査・研究など環境保全の推進を支援しています。

第6節 公害紛争の処理等

1 公害紛争処理制度

(1) 制度の趣旨

公害紛争を民事訴訟のみで争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題がありました。

このため、公害紛争の迅速・適正な解決を目的に、公害紛争処理法が昭和45年に制定され、司法救済を補完するものとして公害紛争処理制度が設けられました。

(2) 制度の概要

公害による被害の防止や損害賠償などの紛争処理の専門機関として、国に公害等調整委員会が設置されています。

また、県では、公害紛争処理法を受けて制定された鹿児島県公害紛争処理条例により、昭和45年12月19日に鹿児島県公害審査会が設置(現在9名の委員で構成)されています。

(P189参照)

(3) 公害苦情相談員

公害に関する苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階的性格を持っていますが、その迅速かつ適切な処理は、将来における公害紛争を未然に防止し、住民の生活環境を保全するために極めて重要です。

このような観点から公害紛争処理法では、都道府県及び市町村に対して公害に関する苦情の窓口としての苦情相談員を設置するよう規定しています。

県では、この規定に基づき環境政策課、環境管理課、廃棄物・リサイクル対策課及び各保健所に公害苦情相談員を配置し、公害に関する苦情について、住民の相談に応じるとともに、苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言を行うなど、公害苦情の適切な処理に努めています。(表5-10)

表5-10 公害苦情相談員(平成19年度)

(単位:人)

区 分	公 害 苦 情 相 談 員			公害苦情処理事務を行う職員数*			計
		うち専任	うち兼任		うち専任	うち兼任	
県	29	0	29	16	0	16	45
市町村	0	0	0	181	4	177	181
計	29	0	29	197	4	193	226

※公害苦情相談員は除く

2 公害苦情

(1) 公害苦情事件数と種類別状況

平成19年度に地域住民から市町村や県の公害苦情の窓口へ新規に寄せられた苦情件数は、1,545件でした。

種類別にみると、典型7公害に関する苦情件数が669件（構成比43.3%）、典型7公害以外のものが876件（同56.7%）となっています。

典型7公害に関する苦情の内訳をみると、悪臭275件（構成比17.8%）、水質汚濁166件（同10.7%）、騒音125件（同8.1%）の順となっています。（資料編12（1））

(2) 受理機関別苦情件数

平成19年度に県及び市町村が新規に受理した苦情件数を受理機関別にみると、県が65件（構成比4.2%）市町村が1,480件（構成比95.8%）、となっています。

市町村別にみると、受理件数が多い方から鹿屋市531件、鹿児島市247件、指宿市139件の順となっています。この3市で全体の約59%を占めています。

（資料編12（2））

3 公害防止（環境保全）協定

公害防止（環境保全）協定は、企業と地方公共団体、住民団体等の間で公害の防止のために締結するものであり、公害関係法令を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい対策を行うことにより、地域の生活環境を保全する有効な手段となっています。（表5-11、表5-12）

表5-11 業種別の公害防止協定締結事業所数

（平成18年4月1日現在）

業種・事業所等別	農業等	鉱業	建設	食料品	衣料・繊維	木材・木製品	紙・パルプ	化学	石油・石炭製品	ゴム・皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電気等供給	産業廃棄物・処理場	その他	合計
件数	82	5	7	50	4	0	1	1	6	0	9	1	6	7	16	5	32	40	263

資料：環境省「平成17年度地方公共団体の環境保全対策調査」

表5-12 県・市町村及び企業との3者協定

企 業 名	締 結 年 月 日
新日本石油基地株式会社	昭和51年12月25日
九州電力株式会社	昭和56年7月22日
石川島播磨重工業株式会社	昭和59年3月23日
志布志石油備蓄株式会社	平成4年8月27日
日本地下石油備蓄株式会社	平成4年12月16日

第7節 環境に配慮した事業活動等の促進

1 鹿児島県環境保全施設資金利子補助制度

事業者が、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する施設を制度資金の融資を受けて整備する場合に、予算の範囲内において金利負担の軽減を図るための制度です。

① 補助対象者

環境保全施設の整備に当たり国が制度上環境保全に係る資金として認めた国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、環境事業団及び日本政策投資銀行の融資に係る資金その他の資金（以下「制度資金」という。）の融資を受けた事業者（以下「事業者」という。）で、当該制度資金について金融機関と締結した貸借契約による約定返済元金を返済し、かつ、1月1日から12月31日までの期間中に当該期間相当の約定利子（以下「利子」という。）を支払っているもの。

② 補助対象経費

制度資金のうち、知事が別に定める経費に該当する分に係る利子の一部

③ 補助金額

毎年1月1日から12月31日までの期間に支払った利子について、事業者の負担額が年3.5パーセントになるまで。（資料編13-(1)）

2 企業における環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムとは、環境に配慮した事業経営を自主的に進めていくため、①当該事業所の活動や提供する製品・サービスが環境へどのような影響をなえ、又はなえる可能性があるかを把握し、環境保全に関する方針、目標を設定し②環境方針や目標達成に必要な組織を整備し、環境保全の取組を推進するとともに③環境目標の達成状況を点検し④その結果に基づき必要な見直しを行い、継続的な環境改善を図っていく一連の体制・手続きです。

このシステムに係る規格は、環境マネジメントシステム（ISO14001）として国際標準化機構（ISO）が定めています。

この規格の認証を受けることは、環境保全に向けた体制が整備されるとともに、「環境にやさしい事業所」として国内外にアピールする有効な手段となりますが、そのためには（財）日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証（審査登録）機関に申請して、審査を受ける必要があります。なお、県内では平成19年3月末現在で、141事業所が認証を受けています。

県では、（財）かごしま産業支援センターにおいて、環境に配慮した企業活動が推進されるよう県内中小企業者を対象としたISO制度普及のための講座を開催しています。

今後とも関係団体と連帯を図りながらISO制度の普及・啓発に努めていきます。

（資料編15-(1)）

第8節 市町村における特色ある取組（鹿児島市）

市民一斉清掃「クリーンシティかごしま」

1 鹿児島市みんなでまちを美しくする条例

鹿児島市では、市民総参加による美しいまちづくりを推進することを目的に、「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」が定められています。（平成16年10月1日施行）

(1) 施行の背景

以前は、市民と行政が一体となって、まち美化運動や啓発活動に取り組んできましたが、社会情勢の変化(自販機やペットボトルの普及・モラル・マナーの低下等)で、ゴミのポイ捨てや飼い犬のふん放置が目立つようになり、観光都市としてのイメージを損なう恐れが出てきました。

そのため、豊かな自然と史跡に恵まれた観光都市かごしまのイメージを損なうことのないよう、市・市民等及び事業者が一体となって美しいまちづくりを推進する必要性が求められるようになったことから、条例が制定されました。

(2) 条例の内容

この条例では、市民に対して次の4つのことを義務づけています。

- ① 空き缶・吸い殻等の投棄禁止
- ② 飼い犬のふんを放置禁止
- ③ 吸い殻の適正処理義務
- ④ 路上禁煙地区での喫煙禁止

※①、②の違反は、過料が課される場合があります。(当面2,000円)

※この他、飲料販売業者には空き缶などの回収箱を設置する義務などがあります。

条例の施行後、地域で主に次のようなことを実施しています。

- ・「まち美化推進指導員」による巡回指導
- ・「まち美化推進団体」の認定、支援(現在172団体)
- ・「まち美化地域指導員」の認定、支援(現在865名)
- ・「美しいまちづくり運動推進協議会」で年間計画を立て、市民・事業者と協働による市民一斉清掃などを実施

2 市民一斉清掃「クリーンシティかごしま」

(1) 実施経緯

昭和42年度から取り組んできた「まちをきれいにする運動」は、市民に広く受け止められ、大きな成果を上げてきましたが、8月の短期間の運動としての意味合いが強く、活動自体も行政主導になりがちな面もあったため、「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」が施行されたことを受け、美しいまちづくり運動推進協議会の策定した「美しいまちづくり運動基本計画」に基づき、8月の美しいまちづくり運動強調月間における実践活動として平成17年度から実施しています。

(2) 実施内容

町内会やまち美化推進団体等を単位とした、市内全域における自主的な市民一斉清掃を強力に提唱し、あわせて学校等にも清掃活動への参加を要請することにより実体験に基づいたまち美化環境教育の一つと位置づけするとともに、清掃実施団体に対する清掃用具の提供や収集ゴミの回収等の支援を行います。

(3) 20年度の概要

市民一斉清掃「クリーンシティかごしま2008」として、平成20年8月3日(日)に実施し、約72,000名の市民が参加しました。

また、清掃活動の象徴的清掃活動として、副都心である谷山地区の中心部谷山駅に、市

長をはじめ周辺の町内会・企業・あいご会・学校等から約500名の方々が集まり、早朝の清掃活動に参加しました。

(4) 広報啓発

「クリーンシティかごしま」の広報啓発活動として、鹿児島市衛生組織連合会と共同で、市内中心部と谷山地区及び旧5町の中心部において8月1日に啓発街頭キャンペーンを実施しました。

このほか「校長会」「教頭会」において、参加啓発活動を実施し、各学校に啓発ポスターやチラシを配布するとともに、鹿児島市衛生組織連合会の総会において、親子での参加を呼びかけしました。

これらの効果などもあり、参加者目標値であった7万人を上回りました。



天文館周辺のキャンペーンの様子

(5) 実績

市民総参加による「市民一斉清掃」として開始した平成17年から毎年約1万人ずつ増加し、平成19年度からは、市民の約1割が参加しています。

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度
参加者数(人)	42,625	53,399	63,028	72,323
収集ごみ量(トン)	42.51	43.02	68.89	53.70

3 今後の取り組み

「自分たちのまちは自分たちできれいにしよう」という、市民や事業者等の自主的な清掃活動を通じて「市民総参加による美しいまちづくり」を推進するため、さらに参加団体と参加者の増加を図りながら、文字通り「市民総参加」の清掃活動となることを目指します。

平成21年度からは、主体的に地域(町内会や通り会など)と学校が連携を図り、子供から大人までが一緒になった清掃美化活動を行うことで、地域全体での「美化意識の向上」や「ゴミのポイ捨て等の防止」につなげることを目的とした取り組みを、「地域と学校連携プロジェクト」として市内全域に順次広げて行く計画です。

これにより、今後は市民一斉清掃「クリーンシティかごしま」の参加者増大や、市内全域に環境美化活動の広がりが図られるものと考えています。



クリーンシティかごしまの参加者



地域と学校の合同清掃活動